

ご投資者の皆様へ

2026年7月15日
ピクテ・ジャパン株式会社

「ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)」
(愛称: ノアリザーブ)
2026年7月の分配金に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)」(愛称: ノアリザーブ)(以下、「当ファンド」といいます。)は、2026年7月15日に決算を迎え、分配金(1万口当たり、税引前)を従来の20円から40円へ引き上げました。なお、同日の基準価額は11,511円(分配落ち後)でした。

今回の分配金につきましては、現在の基準価額の水準、分配対象額、利子・配当等収益、市況動向等を総合的に勘案し決定いたしました。次ページ以降では、分配金を引き上げた背景や今後の見通しなどについてご説明しておりますので、ご一読いただけますと幸いです。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2026年7月決算における基準価額と分配金額(1万口当たり、税引前)

決算期	基準価額	分配金	設定来分配金累計
第173期	11,511円	40円	4,430円

※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。

※分配金は1万口当たり、税引前です。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

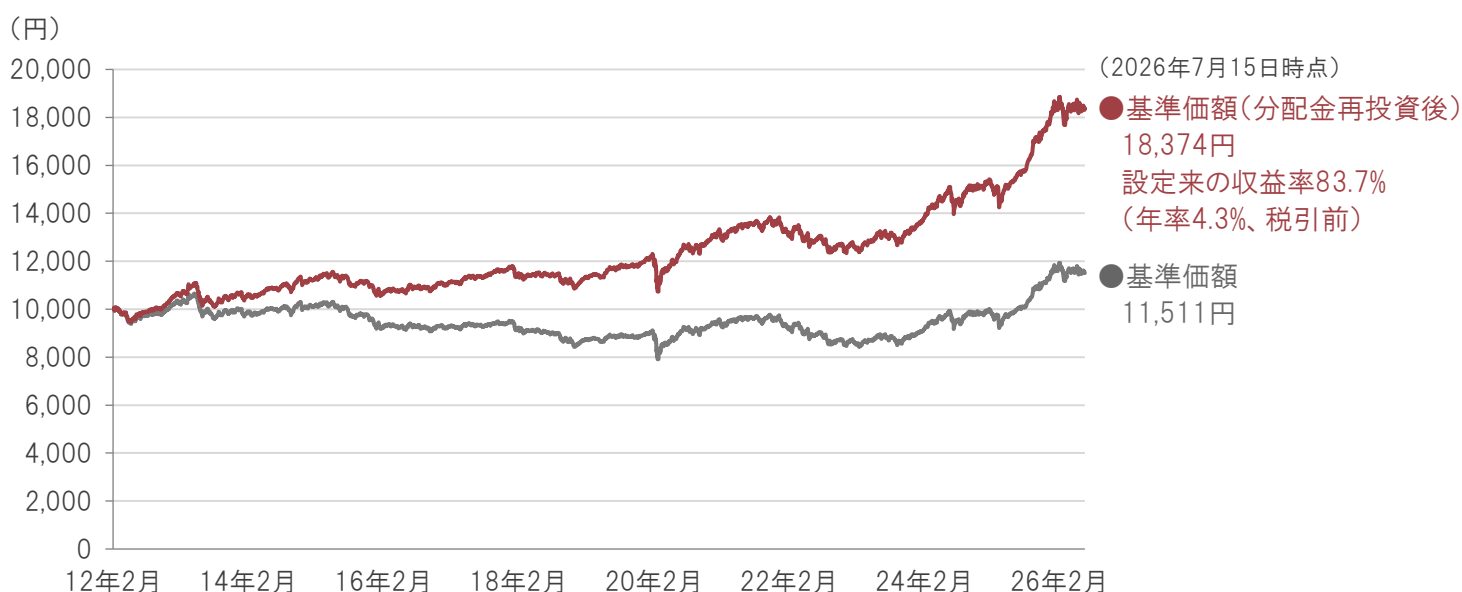
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

1. なぜ分配金を引き上げたのですか？

当ファンドは設定来、主に世界の株式、債券、金などの様々な資産に分散投資を行い、市場環境に応じて資産配分を機動的に変更しながら運用を行ってまいりました。基準価額は設定来で、83.7%(分配金再投資後・税引前)上昇しました。当ファンドは、2020年5月に分配金を毎月30円から毎月20円(1万口当たり、税引前)に引き下げ、以降毎月20円の分配金を継続してまいりました。基準価額は、前回分配金を引き下げた2020年5月の8,534円から11,511円へと大きく上昇しており、それに伴い分配原資も増えております。過去に得られた収益を、長期に保有している受益者の皆様に還元するため、このたび分配金を毎月40円に引き上げることといたしました。

基準価額の推移

日次、期間：2012年2月29日(設定日)～2026年7月15日



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。換金時の費用・税金等は考慮していません。したがって設定来の収益率もそれらを考慮したものではありません。

2. 分配金額と運用成績に関係はあるのですか？

分配金の金額で運用成績を判断することはできません。運用成績は、基準価額に受取った分配金を加え、総合的な収益で判断する必要があります。

3. 今後、分配金額40円は継続しますか？

当ファンドの分配金額は、基準価額の水準や市況動向等によって決定されるため、将来変更される可能性があります。

※当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

4. 分配対象額(分配原資)はどのような状況ですか？

第173期(2026年7月)決算における分配対象額(分配原資)は、3,321円(1万口当たり)です。分配対象額(分配原資)は、交付運用報告書でもご確認いただけます。交付運用報告書は年2回作成し開示しています。

5. 分配金はいつ、だれが決定するのですか？

分配金は、決算日当日に委託会社であるピクテ・ジャパンが収益分配方針に基づき決定します。

当ファンドの収益分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

6. 当ファンドの魅力を教えてください。

A. 当ファンドは、インフレ時代において、リスクを抑えながら物価上昇率を上回るリターンの獲得を目指す投資家の皆さまに、ご活用いただきたいファンドです。

当ファンドは、世界の株式、債券、金など様々な資産に分散投資を行うとともに、市場環境の変化に合わせて、機動的に資産配分を変更するマルチ・アセット・ファンドです。きめ細やかな分散投資と機動的な資産配分の変更などにより、相対的にリスクを抑えつつ長期的に着実なリターンが期待できると考えます。

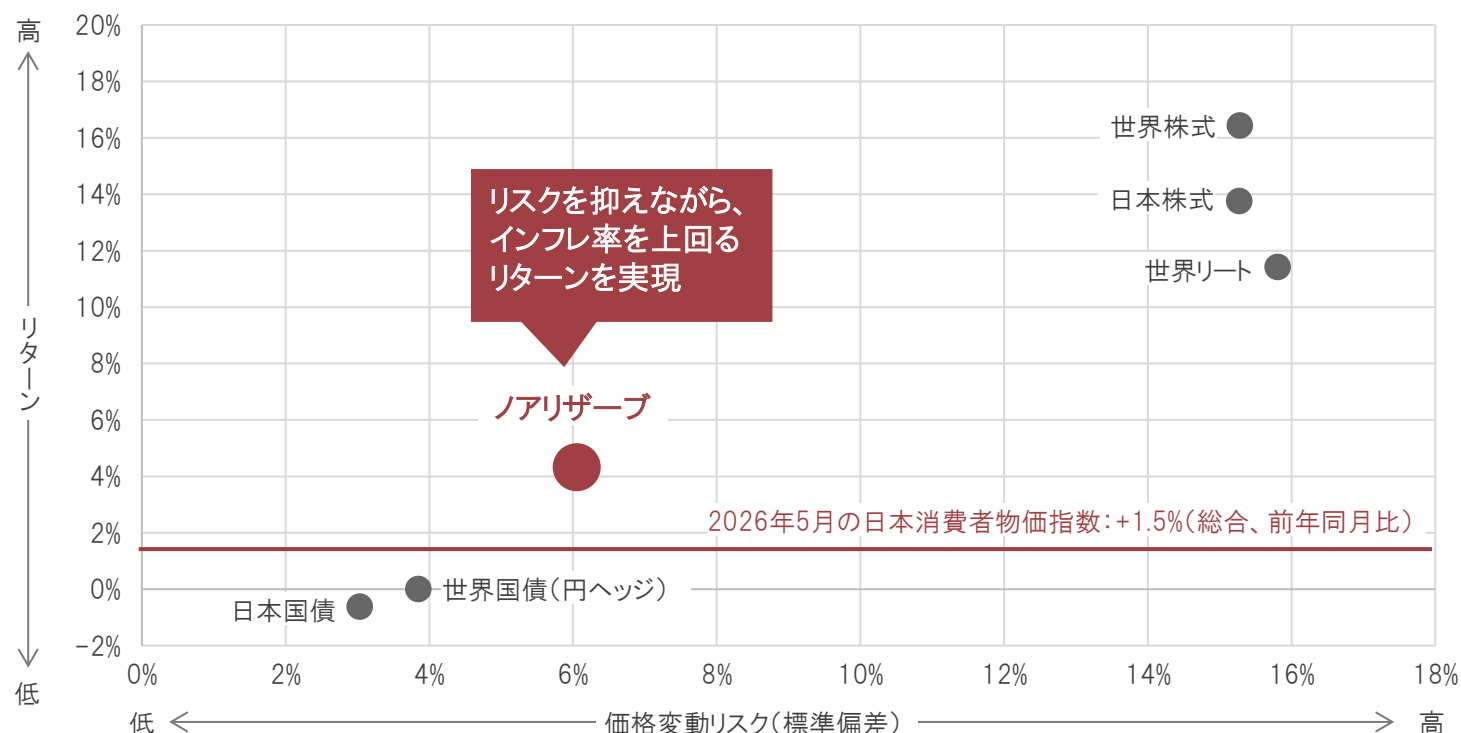
物価が上昇するインフレ時代においては、現金・預金では資産価値が目減りします。そのため、「資産保全」という観点では、現金・預金を「安全資産」と位置付けることが難しくなっているといえます。これからは、今まで現金・預金で保有していた「将来のための資金」も資産保全のために運用し、リスクを抑えつつ、長期で物価上昇率を上回るリターンを目指すことが重要と考えられます。

こうしたなか、リスクを抑えつつ長期的に着実なリターンを目指す当ファンドはそのための1つの選択肢をご提供できるものと考えます。

当ファンドの基準価額の値動きは、株式などに比べて抑えられています。短期的な値動きに一喜一憂することなく、中長期的な資産形成の観点から、当ファンドをご活用いただけるものと考えます。

ノアリザープと主要資産のリスク・リターン特性

円ベース、月次、期間：2012年2月末（ノアリザープ設定月）～2026年6月末



※ノアリザープは、基準価額（分配金再投資後）を用いて算出しています。※日本国債：FTSE日本国債指数、世界国債（円ヘッジ）：FTSE世界国債指数（円ヘッジ）、日本株式：TOPIX、世界株式：MSCI全世界株価指数、世界リート：MSCI全世界リート指数、すべてトータルリターン。

※リターンは税引前、価格変動リスクは月次の騰落率の標準偏差（ともに年率換算）※日本国債、世界国債（円ヘッジ）、日本株式以外はすべて円換算
出所：総務省、ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

※当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

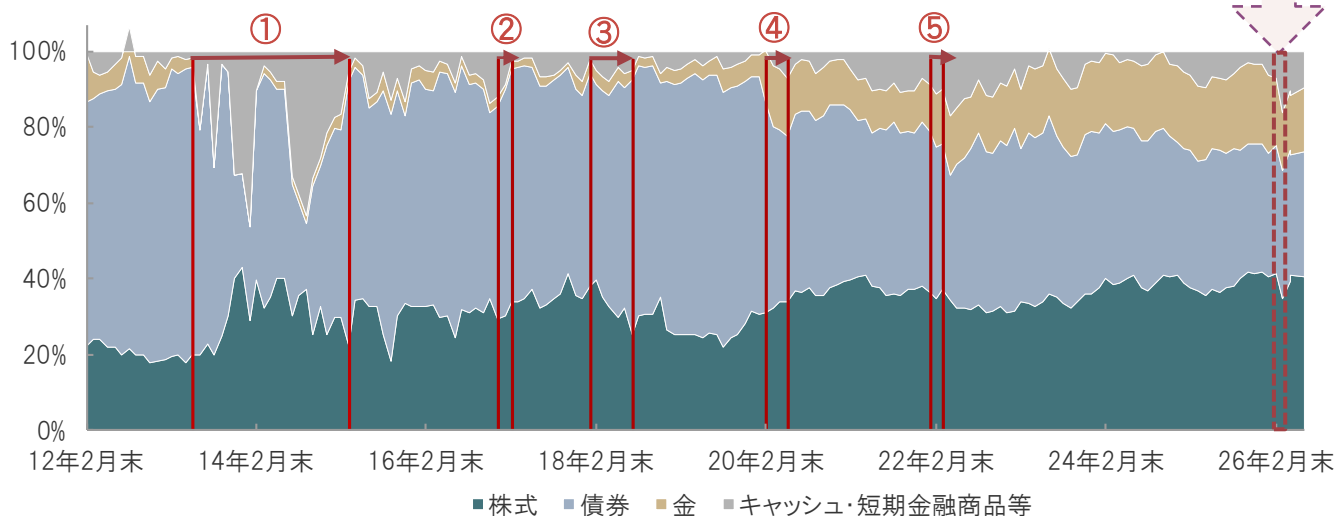
7. 当ファンドの運用実績と今後の見通しを教えてください。

- A. 当ファンドは2012年2月29日に設定され、14年超の運用実績を有しています。その間、幾度かの金融市場の下落局面に直面しながらも、着実なリターンを積み上げてまいりました。今後の運用においても、様々な資産に分散投資を行うとともに、市場環境の変化に応じて、機動的に資産配分を変更することにより、相対的にリスクを抑えつつ長期的に着実なリターンを目指す方針です。

足元では、米国とイランの停戦合意に向けた動きを受け、原油価格の下落や貿易量の回復など、世界経済に前向きな材料がみられます。一方で、米連邦準備制度理事会(FRB)が新議長の下でタカ派色を強める可能性があり、世界の流動性環境は引き締め気味に推移することが想定されます。また、株式市場ではIT関連株から割安株へ物色に移る兆しもあります。リスク資産への強気姿勢は維持しつつも、市場環境の変化には注意が必要と考えます。このため、株式では好調だった新興国株式の一部を売却し、利益を確定する方針です。債券では物価連動債や現地通貨建て新興国債券への選好を維持し、金についても分散投資先としての役割を重視し、再び組入比率を引き上げることも検討します。

ノアリザーブの資産配分比率の推移

期間：2012年2月末～2026年6月末



① 大胆な配分変更

(2013年5月～2015年3月)

米国の金融政策などに対する不透明感が高まる局面で、債券やキャッシュ比率を機動的に変更

② 債券比率の引き上げ

(2016年12月～2017年2月)

米国の貿易政策などの先行き不透明感が高まったことから、利回りが上昇した局面をとらえて債券比率を引き上げ

③ 柔軟な配分調整

(2018年1月～2018年7月)

地政学リスクなどが懸念される環境下、利回り水準と相対的な安全性に着目。J-REITに投資し、価格上昇後に売却

④ 金への投資拡大

(2020年2月～2020年5月)

新型コロナウイルスへの懸念が高まる中、割高感のあった債券比率を引き下げた一方、金やキャッシュ比率を引き上げ

⑤ キャッシュ比率の引き上げ

(2022年1月～2022年3月)

ウクライナ情勢の長期化懸念や中国のゼロコロナ政策強化などから、世界的な金利上昇、景気減速懸念が高まったことを受け、株式・債券比率を引き下げた一方、キャッシュ比率を引き上げ

※ファンドの純資産総額に対する設定・解約の金額の状況によっては、「キャッシュ・短期金融商品等」の構成比が一時的に大きくなる、あるいはマイナスになる場合があります。※資産配分比率は、各投資先ファンドを主な投資対象によって株式、債券、金、短期金融商品等に分類、集計しています。株式にはREITの構成比も含まれます。「キャッシュ・短期金融商品等」には、投資先ファンドで保有する現金等の比率は含みません。株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。

※当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式、公社債および金等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式、公社債および金等の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
公社債投資リスク (金利変動リスク、信用リスク)	●ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。 ●金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。 ●信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資または金を対象としたデリバティブ取引を行いますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート、金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。また、市場の流動性の低下や取引所が定める値幅制限等により不利な価格で取引を行わなければならない場合があります。
有価証券先物取引等に伴うリスク	●ファンドは、実質的に有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
為替に関するリスク・留意点	●実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。 ●また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
カントリーリスク	●ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

●主に世界の株式、債券、金など様々な資産に分散投資します

●市場環境に応じて資産配分を機動的に変更します

●毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

●毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ー分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ー収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ー留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

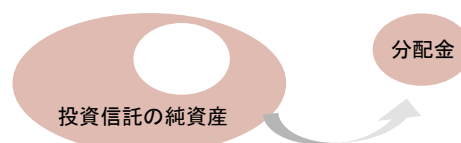
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンドでは、指定投資信託証券を主要投資対象とします。

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託で分配金が支払われるイメージ

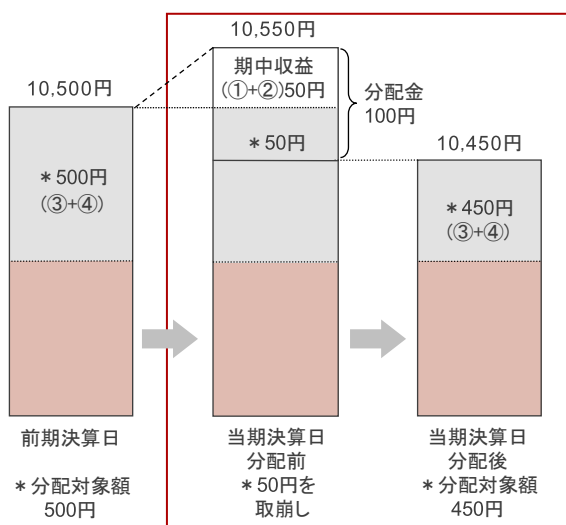
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



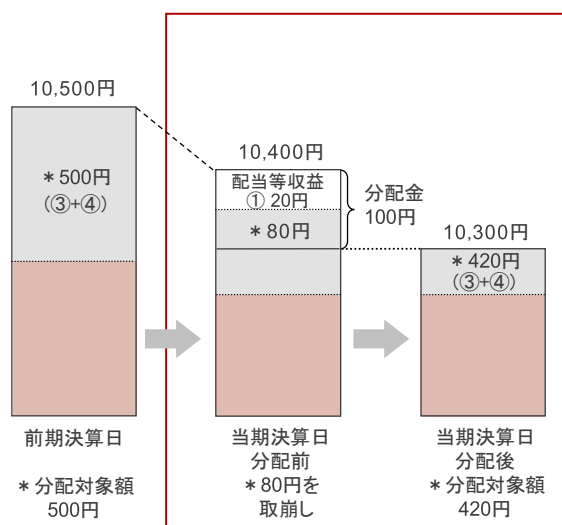
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

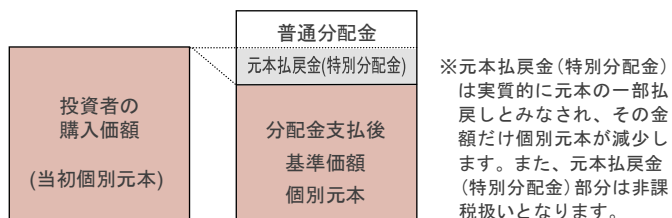


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

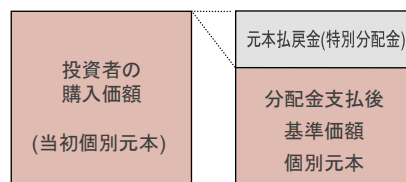
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2012年2月29日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	2.75%(税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.968% (税抜0.88%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】		
	委託会社 年率0.10%	販売会社 年率0.75%	受託会社 年率0.03%
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額の最大年率0.66%(税抜0.6%) (投資先ファンドによっては異なる報酬率の複数の投資信託証券を発行している場合がありますが、ファンドが投資する投資信託証券の報酬率は原則として年率0.6%(税抜)となります。上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率は今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率 1.628% (税抜1.48%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入 有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により 変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産 に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われるこ とがあります。また、購入・換金時に信託財産留保金が購入価格に付加または換金価格から控除される場合があります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会: 一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉	
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(ファンドの資産配分に関する助言を行う者) ※いずれか一方または両社から投資助言を受けます。	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
九州FG証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○			
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○			
七十七証券株式会社 (注4)	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○			
第四北越証券株式会社 (注5)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社 (注6)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社 (注7)	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
北洋証券株式会社 (注8)	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社足利銀行 (注9)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社静岡銀行 (注2)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (注2)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○			

販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) インターネット専用

(注3) ぐんぎん証券株式会社では、新規販売は行っておらず換金のみ受付けております。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

(注4) 七十七証券株式会社では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。

(注5) 第四北越証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注6) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注7) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注8) 北洋証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。

(注9) 株式会社足利銀行では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が販売を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等を必ずご確認のうえ、最終的な投資判断はご自身で行ってください。●投資信託は値動きのある有価証券等に投資するため、基準価額は変動します。外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、特定の目的への適合性を保証するものではありません。記載内容は作成日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。また、過去の実績は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は預金等ではないため、元本および利回りの保証はなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の内容は、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を目的としたものではありません。●当資料に掲載されている内容に関する著作権その他の知的財産権は、原則として、当社、ピクテ・グループまたは正当な権利者に帰属します。無断での使用、複製、転載、改変、翻訳、配布等は禁止されています。マーケット・データのご利用に関する詳細は、当社ウェブサイト「会社情報」の「運用・方針等」内の「マーケット・データ利用規約」をご参照ください。